

郡上市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この告示は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において公共基準点とは、平成16年度から平成18年度に実施した都市再生街区基本調査で設置した街区基準点で、1級相当公共基準点、2級相当公共基準点及び3級相当公共基準点であって、かつ永久標識を設置したものをいう。

(管理保全)

第3条 市長は、公共基準点の保護及び制度維持を図るため、次項各号に掲げる成果等を常に整備点検し、次により管理保全を行うものとする。

- (1) 基準点標杭の状況監視
- (2) 保護枠及び蓋の状況監視
- (3) 前2号の破損の修復及び取替え
- (4) 無断使用防止のための監視
- (5) 前各号に掲げるもののほか、異状の有無の監視

2 次に掲げる測量の成果及び測量記録（以下「成果等」という。）は、市長公室企画課が保管する。

- (1) 測量成果表
- (2) 点の記
- (3) 観測手簿
- (4) 計算簿
- (5) 基準点網図

3 市は、公共基準点に異状を発見したときは、速やかに原因を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）又は公共基準点使用包括承認申請書（様式第1号の2）により市長へ申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、使用を適当と認めるときは、公共基準点使用承認書（様式第2号）又は公共基準点使用包括承認書（様式第2号の2）を、申請者に交付するものとする。

3 公共基準点を使用する者は、前項により交付された承認書を常時携行し、市職員又は公共基準点の設置されている土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の請求があったときは、速やかにこれを提示しなければならない。

4 公共基準点を使用した者は、公共基準点使用報告書（様式第3号）又は公共基準点使用報告書（包括用）（様式第3号の2）により使用結果を市長に報告しなければならない。

(異状の報告)

第5条 公共基準点を使用する者は、測量に際し公共基準点が滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(付近で行う工事等の届出)

第6条 公共基準点付近において次に掲げる工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近工事施工届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請する場合は、この届出を省略することができる。

（1）掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

（2）車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

（3）その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

2 市長は、前項の届出により公共基準点の保全のための措置を講ずる必要があるときは、工事施工者にその指示を行うものとする。

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

（1）位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

（2）引照点図、又は市長の指示する測量資料

（3）写真（公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの）

4 工事施工者は、施工前及び施工後において、当該公共基準点を市長が指示する測量の方法で測量し、市長に報告しなければならない。

5 公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、工事施工者は、速やかに公共基準点付近工事しゅん工報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

6 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

（1）しゅん工写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）

（2）公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

7 公共基準点付近での工事が公共基準点の効用に支障をきたしたときは、工事施工者は、公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、公共基準点復旧承認書（様式第7号）による承認を受け、復旧しなければならない。

（一時撤去及び移転）

第7条 工事施工者は、工事等により公共基準点を一時撤去又は移転する必要があるときには、あらかじめ公共基準点一時撤去・移転承認申請書（様式第8号）により市長に申請し、公共基準点一時撤去・移転承認書（様式第9号）による承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

（1）位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

（2）写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）

（3）再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点一時撤去・移転請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第8条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、当該公共基準点を、原則として既設と同様の構造により再設置し、測量の成果等を修正するものとする。

2 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、当該原因者の負担により、前項に規定する措置を行うものとする。

（機能回復の施工者）

第9条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）及び測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づく測量の成果等の修正に必要な作業は、その原因となる者が行わなければならない。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求による場合は、当該土地所有者等と市長が協議し施工者を決定するものとする。

（設置工事）

第10条 設置工事を行う者は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

- 2 測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は市が支給（有償）するものとする。
- 3 設置工事を行う者は、設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときには、設置工事を行う者は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 設置工事を行う者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修を行い再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第11条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、その原因となる者が負担しなければならない。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求による場合は、その費用負担を減額又は免除することができる。

（その他）

第12条 この告示により難しい場合又はこの告示に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

<p>公共基準点使用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郡上市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ㊟</p> <p>郡上市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、郡上市公共基準点の使用について、次のとおり申請します。</p>		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
備考		

様式第1号の2 (第4条関係)

<p>公共基準点使用包括承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郡上市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ㊟</p> <p>郡上市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、郡上市公共基準点の使用について、次のとおり申請します。</p>		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する公共基準点		
測量方法		
申請者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業担当者	氏名	
備考		

様式第2号（第4条関係）

（表）

<p>公共基準点使用承認書</p> <p>様</p> <p>郡上市公共基準点の使用について、次のとおり承認します。</p>	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）
測量地域	
使用する 公共基準点	計 点
測量方法	
測量作業機関	名称
	担当者
	所在地 TEL
<p>承認条件</p> <p>1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。</p> <p>2 使用終了後は、報告書を提出すること。</p> <p>承認番号 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郡上市長 印</p>	
担当連絡先	郡上市 市長公室企画課 担当： TEL ()

(裏)

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日・祝祭日を除く日の午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用に当たっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第2号の2 (第4条関係)

(表)

<p>公共基準点使用包括承認書</p> <p>様</p> <p>郡上市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。</p>	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
測量地域	
使用する公共基準点	
測量方法	
測量作業担当者	氏名
<p>承認条件</p> <p>1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。</p> <p>2 別添の公共基準点使用報告書を用いて関係公共基準点の状況を報告すること。</p> <p>3 同様の取扱いを各単位土地家屋調査士会に認める。</p> <p>承認番号 号</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郡上市長 印</p>	
担当連絡先	郡上市 市長公室企画課 担当： TEL ()

(裏)

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日・祝祭日を除く日の午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用に当たっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第3号 (第4条関係)

<p>公共基準点使用報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郡上市長 様</p> <p style="text-align: right;">報告者 住 所 名 称 担当者 ㊟</p> <p style="text-align: center;">郡上市公共基準点の使用結果を、次のとおり報告します。</p>													
使 用 目 的													
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)												
測 量 地 域													
使 用 し た 公 共 基 準 点	計 点												
使 用 承 認 番 号	承認番号 号												
測 量 作 業 機 関	名 称												
	担 当 者												
	所 在 地												
	TEL												
使 用 結 果 (精 度)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">No.</td> <td style="width: 20%;">~No.</td> <td style="width: 60%;">相対精度1 :</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>~No.</td> <td>相対精度1 :</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>~No.</td> <td>相対精度1 :</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>~No.</td> <td>相対精度1 :</td> </tr> </table>	No.	~No.	相対精度1 :	No.	~No.	相対精度1 :	No.	~No.	相対精度1 :	No.	~No.	相対精度1 :
No.	~No.	相対精度1 :											
No.	~No.	相対精度1 :											
No.	~No.	相対精度1 :											
No.	~No.	相対精度1 :											
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)												

様式第3号の2（第4条関係）

年 月 日

郡上市長 様

住 所 :
所 属 :
登録番号 :
土地家屋調査士氏名 :



公共基準点使用報告書(包括用)

郡上市公共基準点の使用について、別紙のとおり報告します。

(別 紙)

使用した公共基準点

記入に関する注意事項

※使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。

- 1 地積測量図作成のため使用した点
- 2 点検のために使用した点
- 3 異状のため使用を断念した点

※地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在番号を記入すること。

使用点名	使用年月日	使用目的	備考
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	

様式第4号（第6条関係）

<p>公共基準点付近工事施工届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郡上市長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">④</p> <p>郡上市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届け出します。</p>		
工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
工 事 概 要		
公共基準点番号		
占 用 企 業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他	

様式第5号（第6条関係）

<p>公共基準点付近工事しゅん工報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郡上市長 様</p> <p style="text-align: right;">報告者 住 所 名 称 担当者</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。</p>		
工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
公共基準点番号		
公共基準点の状況	(1) 測量標のき損状態：	
	(2) 構造物のき損状態：	
	(3) その他：	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1しゅん工写真 2引照点図 3測量資料 4その他	

様式第6号（第6条関係）

<p>公共基準点復旧承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郡上市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 ㊟</p> <p>工事により異状をきたした公共基準点の復旧について、郡上市公共基準点管理保全要綱第6条第7項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p>		
復 旧 理 由		
復 旧 内 容		
復 旧 場 所		
復 旧 す る 公 共 基 準 点		
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
復旧工事請負者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

様式第7号 (第6条関係)

<p>公共基準点復旧承認書</p> <p style="margin-top: 20px;">様</p> <p>年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。</p>	
承認事項	
復旧内容	
復旧場所	
復旧する公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 測量標設置は、郡上市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。 2 支給材が必要な場合は、市長公室企画課へ連絡してください。 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書(様式第11号)を提出し、郡上市の検査を受けてください。 4 検査に合格したときには、速やかに郡上市へ公共基準点を引き渡すこととします。 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て市長公室企画課と協議してください。 <p style="margin-top: 20px;">承認番号 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">郡上市長 印</p>	
担当連絡先	郡上市 市長公室企画課 担当： TEL ()

様式第8号 (第7条関係)

<p>公共基準点一時撤去・移転承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郡上市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 ㊟</p> <p>工事により支障となる公共基準点の(一時撤去・移転)について、郡上市公共基準点管理保全要綱第7条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。</p>	
一時撤去・移転理由	
工 事 件 名	
工 事 場 所	
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点	
移転する場合の 移 転 候 補 地	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 請 負 者	名 称
	担 当 者
	所 在 地
	TEL
添 付 図 面	1位置図 2平面図 3写真 4その他
備 考	※現況状況等を記載する

様式第9号 (第7条関係)

<p>公共基準点一時撤去・移転承認書</p> <p style="text-align: right;">承認番号 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">郡上市長 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日に申請のありました公共基準点の(一時撤去・移転)について、次のとおり承認します。</p>	
承認事項	
移 転 先	
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点	
完 了 期 限	年 月 日とする
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再設置位置については、市長公室企画課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。 2 測量標設置は、郡上市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。 3 支給材が必要な場合は、市長公室企画課へ連絡してください。 4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書(様式第11号)を提出し、郡上市の検査を受けてください。 5 検査に合格したときには、速やかに郡上市へ公共基準点を引き渡すこととします。 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに市長公室企画課に連絡してください。 	
担 当 連 絡 先	郡上市 市長公室企画課 担当： TEL ()

様式第10号 (第7条関係)

公共基準点一時撤去・移転請求書	
年 月 日	
郡上市長 様	
請求者 住 所 氏 名	
㊟	
郡上市公共基準点管理保全要綱第7条第3項の規定により公共基準点の(一時撤去・移転)を次のとおり請求します。	
一時撤去・移転理由	
請 求 場 所	
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点	
請 求 期 限	年 月 日まで
備 考	

様式第11号 (第10条関係)

<p>公共基準点設置工事しゅん工報告書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>郡上市長 様</p>	
<p>報告者 住 所 名 称 担当者 ㊟</p>	
<p>年 月 日承認番号 号で承認を受けた公共基準点の(一時撤去・移 転)について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。</p>	
工 事 件 名	
工 事 場 所	
設置工事しゅん工日	年 月 日
設置公共基準点番号	
工 事 請 負 者	名 称
	担 当 者
	所 在 地 TEL
添 付 図 面	1しゅん工写真 2その他